

吹田市健都イノベーションパーク利用事業事業者選定会議設置要領

(目的)

第1条 本市が実施する北大阪健康医療都市における健都イノベーションパーク利用事業によって、健都イノベーションパークへ進出する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するため、健都イノベーションパーク利用事業事業者選定会議（以下「選定会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 選定会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 公募に使用する募集要項等に関する事項
- (2) 事業者を選定するための評価項目に関する事項
- (3) 事業者の選定に関する事項
- (4) その他市長が必要と認める事項

(構成)

第3条 選定会議は、都市魅力部長、健康医療審議監、環境部長、都市計画部長及び公共施設整備担当理事で構成する。

- 2 委員の選任期間は、選任された日から、1事業者の募集に係る選定が終了した日までとする。ただし、委員が欠けた場合に選任する委員の選任期間は、前の委員の残りの選任期間とする。
- 3 委員は、再度選任することができる。

(委員長)

第4条 選定会議に委員長を置き、健康医療審議監をもって充てる。

- 2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 選定会議の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 選定会議は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 選定会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決すところによる。

(部会)

第6条 専門的な意見を聴取するため、選定会議に部会を設置する。

- 2 部会は、委員7人以内で構成する。

3 部会の委員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 健康まちづくり室長 1人
- (2) 国立研究開発法人国立循環器病研究センターの職員 1人以内
- (3) 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の職員 1人以内
- (4) 大阪府関係部署の職員 1人以内
- (5) 企業等の経営又は医療クラスターに関する知見を有する外部有識者のうちから市長が選任する者 2人以内
- (6) 健都イノベーションパークが立地する自治体の職員 1人以内

4 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから委員長が指名する。

5 部会長は、部会の会議の議長となる。

6 部会で意見等を聴取する事項については、第2条各号に掲げる事項とする。

(委員以外の者からの意見の聴取等)

第7条 市長は、必要に応じ委員以外の者に、会議への出席を求めて、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 選定会議の庶務は、健康医療部健康まちづくり室において処理する。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、選定会議の構成及び運営に関し必要な事項は、健康医療審議監が定める。

附 則

この要領は、平成28年6月23日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年7月1日から施行する。

委員名簿

選定会議委員		
	補 職	氏 名
委員長	健康医療審議監	岡 大蔵
委員	都市魅力部長	井田 一雄
委員	環境部長	中嶋 勝宏
委員	都市計画部長	乾 詮
委員	公共施設整備担当理事	伊藤 登

部会委員		
	補 職	氏 名
部会長	健康まちづくり室長	岡本太郎 (R2. 7. 1～10. 5) 落 俊哉 (R2. 10. 6～)
部会委員	国立循環器病研究センター オープンイノベーションセンター長	宮本 恵宏
部会委員	医薬基盤・健康・栄養研究所 総務部 総務課長	吉武 徹
部会委員	大阪府 商工労働部 成長産業振興室 ライフサイエンス産業課長	大庭 毅
部会委員	公認会計士	青木 伸文
部会委員	同志社大学大学院 教授	児玉 俊洋
部会委員	摂津市 市長公室長	大橋 徹之

